

七其他

以上の条件協議は、總て公開して、二日間考り終へに行はれた。
その結果、対内的にも政策統一上相当の効果はあつたが更に対外的には改善
に本評議会を備へんとする中傷逆宣傳以外に單に誤解に基く、本評議会に対
する非難は、誤解が氷解する事に依つて、自然消滅することになつた。即ち本
評議会を目して「大産党」に「極光」を「云々の中傷は、何等真実性のなき、誘導
する逆宣傳に過ぎず、本評議会は、労働者の日常生活の改善擁護の爲に、産党
に闘争せんとする大衆団体なる事不明存にとされたのである。

京都地方評議会対京都系労働組合紛擾解決

大正十四年六月初旬より京都系労働組合が、他団体と併同して系物業四屋
系物産業に於ける金融資本家一に對して、一連の要求運動を起したる、その
基本的要求は、系物業に於ける、小資本主義擁護のレのであつた。
且つ、その運動に依りて、京都地方評議會も所属他組合も一向知らなかつた。
爲りに、その問題が表面に表れた時は、系物労働組合の行動に對し、京都合同労
働組合が撤回する抗議を申した。更に地方評議會に於ても多量に、系物労働組

合の行動を非難した。

漸くこの運動は、要上へ波及し感情的となり、遂に京都系労働組合は評議會
、股運を次降し、京都地方評議會に於ては、系物労働の署名申請を次降した。
此問題に對し、八月五、六日の第三回中央委員会に於ては、両者の態度行動を最
正に批判し、系物労働は共同路線の斷絶上の誤りがあり、地方評議會には指導
機關として、あまりに小見解的であつたとさし、論議に到着しその討論に基いて
テーゼ（方針書）を作成し両者に示した。

茲に、其次、京都地方評議會より、將來の方針に對しては、異議なきも、現
在の批判には説諭ありとて再審議の要求があつた。

故に九月二日第六回中央常任委員会に、再び両者の代表を招いて審査協議し
た結果、中央常任委員会に於て、系物労働組合が此運動に参加する動機等に、
幹部一二の者に聊か不忠の失あるを認め、再審議の結果、尤の如く決定した。

一、第三回中央委員会のテーゼ修正

二、京都系労働組合の組合長、副組合長の自決

此の決定に對し、両者は承認して、辭つて各自が決定せし、一脱退し、一除名申
請への如き後患する紛擾は無事終結した。